

# 「おいてナンボ」の「置き薬」業界委員がいない検討会

発行：日本置き薬協会 事務局

1月11日の最高裁判決は、現行薬事法にはネット販売禁止という趣旨の内容がないことなどから、「一律に禁止する施行規則の規定は法の委任の範囲を逸脱し違法、無効」とした。この判決の僅か数時間後、明確なルールがない中で、停止していた一般用医薬品のネット販売が、原告等によって再開された。

ネット販売は、気軽に売買できる反面、なりすましによる購入、誤用や乱用、悪用の潜在的なリスクは決して低くない。また、売る側に必ずしも生命に関わる倫理もなく、薬事法を理解しないまま参入する業者が出てくる可能性がある。

今般、ネット販売を薬事法の安全の趣旨に収めるため、販売の方法（「対面販売の原則」の応用方法）、販売者の資格等、既に非ネット販売で認められたルールにつき、ネットへの応用を定め、広く国民の合意を得る必要が急務である。

田村厚労相は1月15日の記者会見で最高裁判決を受けて、法整備に関して次の発言をされている。「～これからのルール作りであります。やはり、非常に公平公正な中でやっていなければならないと思っていますから、検討会を作って、参加いただく方の人選も含めて、これから色々御意見をいただきながらやっていこうと思っております。～」。また、2月1日の閣議後の会見で検討会の立上げを明らかにして「有識者、推進派、慎重派をそれぞれ同数程度入って貰った、その中で一定の方向性に理解を頂きながら、最終的な報告を頂きたい」としている。

その後に発表された「一般用医薬品のインターネット販売等の新たなルールに関する検討会」の構成員名簿には、「公平公正」、「有識者、推進派、慎重派をそれぞれ同数程度」とは思えない、違和感を覚えざるを得ないものだった。

まず何よりも、専門家とされる登録販売者団体の「日本医薬品登録販売者協会」より選出されておらず、薬種商団体の後裔で薬種商から登録販売者に移行された、相対的に会員数の少ない「全日本医薬品登録販売者協会」の専務理事が選出されている事。

そして現行薬事法の販売形態を「店舗」と「配置」としているにも関わらず、配置業界の構成員がいない点。現行薬事法附則13条が示すように、業界実態を十分に検討会で汲み上げることなく法制度を組み立てたために、それが成立した経緯を振り返れば、配置業界より選出しないのは、のちのち問題を抱えることが予想される。

確かに実態「店舗」の延長線上にインターネット販売が存立する概念は理解はするが、「無店舗販売」なのは同様で、そこに情報提供、相談応需の整合性を論議するには、配置業界団体の選出は必要不可欠と思われる。「おいてナンボの置き薬」業界の構成員が本検討会で果たす役割は「大きいものなのに」と、構成員として選出されないことを嘆くばかりである。

---

本件に関するお問合せ先 **日本置き薬協会 事務局**

〒114-0023 東京都北区滝野川3-56-9

TEL. 03-5974-6227 FAX. 03-5974-6224

---

日 置 協